

給水装置工事申込書

年 月 日

熱海市長 あて		〒	
申込者(所有者)	住所		
	(フリガナ)		
	氏名		
	連絡先		
熱海市水道条例第5条の規定により、次のとおり給水装置工事の申込みをします。			
1 申込みに当たり、水道に関する関係法令、熱海市水道条例等を遵守し、次の事項を誓約します。			
(1) 不慮の事故、漏水等に伴う断水工事に全面的に協力すること。			
(2) 量水器の検針、取替等の管理に伴う給水装置設置場所へ立ち入ること(不在時を含む。)			
(3) 給水装置及び市が貸与する量水器の適切な維持管理をすること。			
2 申込みに当たり、下記の熱海市水道指定給水装置工事事業者を代理人とし、給水装置工事の申込手続及び施行に関すること、並びに加入金等の納入に係る一切の権限を委任します。			
熱海市水道指定給水装置工事事業者		所在地	
		名称	
		担当給水装置工事主任技術者	
		連絡先	
給水装置の所在地	熱海市		
使用者	住所	〒	
	(フリガナ)		
	氏名		
	連絡先		
※新設のみ記入			
給水装置の種類	専用栓 (一般用 / 共同浴場用) / 特別栓 / 消火栓		管理量水器の有無 有 / 無
工事の種類	新設	量水器 口径 mm 個	水栓数 個
	改造	量水器 口径変更(mm → mm) 個	既設量水器番号
	修繕	撤去 其他 ()	
家屋の状態	新築	個人住宅 / 集合住宅	備考
	既存	階建て (給水階 階)	
分岐工事	新規取出 / 取出替 / 無 (既存)	取出口径 mm	区画 箇所
給水方法	直結 / 受水槽	受水槽有効容量 m ³ / 高置水槽有効容量 m ³	簡易専用水道届 有 / 無

	金額	調定年月日	備考	
加入金	円			
給水装置工事手数料	円			
給水工事収入	円		料金開始年月	
伝票番号	量水器	その他	入力確認(料金担当)	年 月 日 ㊞
通知書番号	分岐工事年月日	竣工検査年月日	完成番号	水系番号
第 号	年 月 日 ㊞	年 月 日 ㊞		水系

(裏)

利害関係人同意欄 別紙同意書等		有 / 無	口径 / 水圧 / その他 ()	
土地家屋所有者 私が所有する(土地 / 家屋)に給水装置を設置することに同意します。 なお、この同意に支障が生じたときは、当事者間で解決します。		給水管所有者 私が所有する給水装置から分岐給水することに同意します。 なお、この同意に支障が生じたときは、当事者間で解決します。		
住所 (フリガナ)		住所 (フリガナ)		
氏名		氏名		
給水装置工事申込書の申込者欄及び利害関係人同意欄について、本人又は利害関係人が署名し、又は記名押印したことを証します。				
熱海市水道指定給水装置工事事業者				印

<新設> 新設等の量水器				取付年月日	年 月 日
口径	番号	指針	検定満了年月	通知書番号	備考
mm		m ³	年 月		
mm		m ³	年 月		
mm		m ³	年 月		
<改造> 改造等により撤去した量水器				撤去年月日	年 月 日
口径	番号	指針	検定満了年月	通知書番号	備考
mm		m ³	年 月		
mm		m ³	年 月		
mm		m ³	年 月		

工事事業者施工分				市施工分							
名称	区分	形状	単位	数量	名称	区分	形状	単位	数量	単価	金額
					量水器			個			
					量水器筐			個			
					止水栓筐			個			
					工事監督費計			人			
					諸経費計			式			
					消費税			%			
					合計						円
備考				備考							

備考 太枠内を記入し、関係書類を添付してください。

注:様式について (太枠内を記入 両面印刷)

基本サイズ 日本工業規格 A4 ・用紙の厚さ 110kg相当紙

添付書類

- 【位置図】①明確に記入すること。
②上部を北方向として、方位を記入すること。
③工事箇所を赤色の枠にて表示すること。
- 【平面図】①道路及び配水管の管種・管径・取出し方法などを明示すること。
②建物は、間取りを明示すること。
③新設配管の線は赤色とし、既設配管は黒色とすること。
- 【その他】市長から提出を求められたもの。

受付

課長	室長	主幹	室員

担当課合議 ※担当課の確認を事前に行うこと

道路工事 有/無 (路線名) (市道/国道/県道/私道/その他)

下水道 有/無

給水装置工事申込書

記入例

年 月 日

熱海市長 あて	〒	
申込者(所有者)	住所	
	(フリガナ)	
	氏名	①
	連絡先	

押印の義務は廃止する。
委任にあたるので原則自署とする。
記名・押印も可とするが、その場合は本人確認する場合がある。
法人については、原則記名・押印とする。

熱海市水道条例第5条の規定により、次のとおり給水装置工事の申込みをし。

- 1 申込みに当たり、水道に関する関係法令、熱海市水道条例等を遵守し、次の事項を誓約します。
 - (1) 不慮の事故、漏水等に伴う断水工事に全面的に協力すること。
 - (2) 量水器の検針、取替等の管理に伴う給水装置設置場所へ立ち入ること(不在時を含む。)
 - (3) 給水装置及び市が貸与する量水器の適切な維持管理をすること。
- 2 申込みに当たり、下記の熱海市水道指定給水装置工事事業者を代理人とし、給水装置工事の申込手続及び施行に関すること、並びに加入金等の納入に係る一切の権限を委任します。

熱海市水道指定給水装置工事事業者	所在地	
	名称	②
	担当給水装置工事主任技術者	
	連絡先	

押印の義務は廃止する。
ただし、申請時に指定工事事業者であることの確認をする場合がある。
申請内容を訂正する場合には、ここに印がないとできません。

給水装置の所在地	熱海市 ③		
使用者	住所	〒 ④	
	(フリガナ)		
	氏名		
	※新設のみ記入 連絡先		
給水装置の種類	⑤ 専用栓 (一般用 / 共同浴場用) / 特別栓 / 消火栓		管理量水器の有無 ⑥ 有 / 無
工事の種類	⑦ 新設	量水器 口径 mm 個	水栓数 ⑦ ① ② ③ 個
	⑧ 改造	量水器 口径変更 (mm → mm) 個	既設量水器番号 ④ ⑤ ⑥ ⑦
	⑨ 修繕	⑩ 撤去 ⑪ その他 (⑫)	
家屋の状態	⑬ 新築	個人住宅 / 集合住宅	
	⑭ 既存	階建て (給水階 階)	
分岐工事 ⑯	新規取出 / 取出替 / 無 (既存)		取出口径 mm 区画 箇所
給水方法 ⑰	直結 / 受水槽	受水槽有効容量 m ³ / 高置水槽有効容量 m ³	簡易専用水道届 有 / 無

	金額	調定年月日	備考	
加入金	円			
給水装置工事手数料	円			
給水工事収入	円		料金開始年月	
伝票番号	量水器	その他	入力確認(料金担当)	年 月 日 ⑱
通知書番号	分岐工事年月日	竣工検査年月日	完成番号	水系番号
第 号	年 月 日 ⑲	年 月 日 ⑲		水系

(裏)

利害関係人同意欄 別紙同意書 有 / 無		口径 / 水圧 / その他 ()																																																																																																									
土地家屋所 <small>私が所有する() なお、この同意</small>		給水管所 <small>私が所有する() なお、この同意</small>																																																																																																									
住所 <small>(フリガナ)</small>		住所 <small>(フリガナ)</small>																																																																																																									
氏名		氏名																																																																																																									
押印の義務は廃止する。 同意にあたるので原則自署とする。 記名・押印も可とするが、その場合は本人確認する場合がある。 法人については、原則記名・押印とする。		押印の義務は廃止する。 同意にあたるので原則自署とする。 記名・押印も可とするが、その場合は本人確認する場合がある。 法人については、原則記名・押印とする。																																																																																																									
給水装置工事申込書の申込者欄及び利害関係人同意欄について、本人又は利害関係人が署名し、又は記名押印したことを証します。																																																																																																											
熱海市水道指定給水装置工事事業者 ^⑫		押印の義務をそのまま求める。 なお、利害関係人から同意を得られない場合については、別に給水装置工事申込者から民法213条の2第3項の通知した旨の誓約書が必要。																																																																																																									
年 月 日 備 考		印																																																																																																									
<新設> 新設等の量水器																																																																																																											
口径	番号	指針																																																																																																									
mm																																																																																																											
mm																																																																																																											
mm		m ³	年 月																																																																																																								
<改造> 改造等により撤去した量水器																																																																																																											
口径	番号	指針	検定満了年月																																																																																																								
mm		m ³	年 月																																																																																																								
mm		m ³	年 月																																																																																																								
mm		m ³	年 月																																																																																																								
		撤去年月日																																																																																																									
		通知書番号																																																																																																									
		年 月 日																																																																																																									
		備 考																																																																																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">工 事 事 業 者 施 工 分</th> <th colspan="4">市 施 工 分</th> </tr> <tr> <th>名称</th> <th>区分</th> <th>形状</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>名称</th> <th>区分</th> <th>形状</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>単価</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>量水器</td> <td></td> <td></td> <td>個</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>量水器筐</td> <td></td> <td></td> <td>個</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>止水栓筐</td> <td></td> <td></td> <td>個</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>工事監督費計</td> <td></td> <td></td> <td>人</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>諸経費計</td> <td></td> <td></td> <td>式</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>消費税</td> <td></td> <td></td> <td>%</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>円</td> </tr> </tbody> </table>				工 事 事 業 者 施 工 分				市 施 工 分				名称	区分	形状	単位	数量	名称	区分	形状	単位	数量	単価	金額						量水器			個									量水器筐			個									止水栓筐			個									工事監督費計			人									諸経費計			式									消費税			%									合計						円
工 事 事 業 者 施 工 分				市 施 工 分																																																																																																							
名称	区分	形状	単位	数量	名称	区分	形状	単位	数量	単価	金額																																																																																																
					量水器			個																																																																																																			
					量水器筐			個																																																																																																			
					止水栓筐			個																																																																																																			
					工事監督費計			人																																																																																																			
					諸経費計			式																																																																																																			
					消費税			%																																																																																																			
					合計						円																																																																																																
備考				備考																																																																																																							

注:様式について (太枠内を記入 両面印刷)
 基本サイズ 日本工業規格 A4 ・用紙の厚さ 110kg相当紙

添付書類 ^⑭

- 【位置図】①明確に記入すること。
 ②上部を北方向として、方位を記入すること。
 ③工事箇所を赤色の枠にて表示すること。
- 【平面図】①道路及び配水管の管種・管径・取出し方法を明示すること。
 ②建物は、間取りを明示すること。
 ③新設配管の線は赤色とし、既設配管は黒色とすること。
- 【その他】市長から提出を求められたもの。

受 付

課長	室長	主幹	室員

担当課合議 ^⑮ ※担当課の確認を事前に行うこと

道路工事 有/無 (路線名) (市道/国道/県道/私道/その他)

下水道 有/無

給水装置工事申込書について

- ① 申込者(所有者)
自己所有又は所有者の承諾を得た土地建物に給水装置を設置する者
押印を廃止したため、原則として申込者(所有者)本人が署名をすること。
記名押印することも可とするが、委任の事実を確認する必要がある場合は、本人に電話で確認する場合がある。
申込者(所有者)が法人の場合においては、原則として記名押印すること。
所有者の変更がある場合は、所有者変更を行ったのち、申込みすること。
- ② 熱海市水道指定給水装置工事事業者
熱海市の指定を受けた者。登録してある所在地や名称及び給水装置工事主任技術者と同一であること。
担当給水装置工事主任技術者は、申込みの責務を負う者
押印を廃止したため、窓口において熱海市水道指定給水装置工事事業者であることの確認をする場合がある。
訂正を行う場合は、熱海市水道指定給水装置工事事業者の押印が必要となるので注意すること。
- ③ 給水装置の所在地
住居表示で記入する。
新築等のため複数地番がある場合や、住居表示が定まらない場合は全地番を記入する。
- ④ 使用者
新設工事のみ記入する(既存の使用者がいるときは記入しない。)
新設休止の場合も記入をすること。
水道料金の支払者の住所、氏名及び連絡先を記入する。
使用者の変更がある場合は、お客様センターで使用者変更すること。
本人が署名又は記名押印すること。
- ⑤ 給水装置の種類
専用栓
一般用 一般家庭用及び営業用その他として使用するもの。
共同浴場用 共同浴場用に使用するもの。
特別栓 熱海市水道条例43条第1項の規定する、市長が定める特定開発事業に使用するもの。
消火栓(私設消火栓を含む。) 消防用に使用するもの。
該当項目に○をつける。
- ⑥ 管理量水器の有無
集合住宅等で管理量水器(熱海市が貸与する、各戸量水器の総和と比較する量水器)を設置しているかの有無。
該当項目に○をつける。
- ⑦ 工事の種類
新設工事 新たに給水装置を設ける工事をいう。㊦を記入する。
改造工事 メーター口径の変更を伴う工事をいう。㊧を記入する。
修繕工事 給水装置の原形を変えずに、給水管及び給水栓等の部分的な破損箇所を修理する工事をいう(水道法第16条の2第3項の厚生省令で定める給水装置の軽微な変更を除くものであり、軽微な変更とは、単独水栓の取替え及び補修並びにコマ、パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替えをいい、配管を伴わないものに限られている。)
㊨を記入する。
撤去工事 給水装置を配水管、又は給水装置の分岐部から全部又は一部を取り外す工事をいう。
㊩を記入する。
その他工事 給水管の口径、管種変更、給水栓の増減など、給水装置の原形を変える工事をいう(配水管からの分岐箇所、分岐口径又は配管位置、給水栓の位置、数、管径や管種を変更するなど、給水装置の全部又は一部を取り替えることをいう。)
㊪と工事内容を記入する。
説明が必要な工事の場合は、備考欄に詳細を記入すること。
該当項目に○をつける。
- ⑧ 家屋の状態
建替えも新築とする。
建物階数と給水装置及び給水装置以下で給水する最高位の階数を記入する。
該当項目に○をつける。
- ⑨ 分岐工事
該当項目に記入及び○をつける。
- ⑩ 給水方法
各水槽の有効容量を記入する。
該当項目に○をつける。
- ⑪ 利害関係人同意欄
別紙にて念書等の提出があるかの有無
申込者以外の土地、家屋や給水装置を使用する場合は、その所有者に同意を得ること。
所有者が複数の場合は別紙に同意事由を述べ提出すること。
押印を廃止したため、原則として同意者本人が署名をすること。
記名押印することも可とするが、同意の事実を確認する必要がある場合は、本人に電話で確認する場合がある。
申込者(所有者)が法人の場合においては、原則として記名押印すること。
該当項目に記入及び○をつける。

- ⑫ 指定給水装置工事事業者の確認
所有者の同意や利害関係者等が、署名又は記名押印したことについての確認すること。
利害関係人から同意を得ていることを証明する箇所であるため、押印をすること。
利害関係人に同意が得られない場合は、熱海市水道条例施行規則第4条第3項に基づき誓約書を提出すること。
誓約書を提出する場合には下記のとおりとすること。
誓約書の内容は、その目的、場所及び方法を他の土地等の所有者及び他の土地を現に使用している者に通知したことがなされていることの確認がわかるものとする。
- ① 当該通知をした旨の客観的な資料の提出(内容証明郵便の写しや通知書及び配達証明書の写しの提出等)
② 他の土地等の所有者及び他の土地を現に使用している者が当該通知を受けた旨を記載した書面の提出等
また、設備の設置又は使用の場所及び方法は、他の土地又は他人が所有する設備のために損害が最も少ないものを選ばなければならない。損害が最も少ないかどうか疑問がある場合については追加の資料を求める場合がある。
- ⑬ 工事事業者施工分使用材料表
使用する材料の形状、単位、数量を記入して、設計図面と整合していること。
- ⑭ 添付書類について
- 位置図
住宅地図等や手書きにより、上部を北方向として方位を記入すること。
道路や主要な建物を記入して、申込み場所を赤色の枠にて明確に表示すること。
- 平面図
縮尺は1/100～1/300の範囲で適宜作成し図面ごとに記入すること。
道路や敷地の輪郭、家屋の位置、間取りを明示すること。
配水管、給水管等の管種、口径等を明示すること。
給水栓等給水用具の取付位置を明示すること。
その他、工事施工上、必要とする事項(障害物等)を明示すること。
- ⑮ 主管課の合議
主管課に事前確認を行うこと。
国、県道は道路占用の申請が伴うため水道温泉課担当者と協議すること(通常の申込みより審査に日数を要する。)
道路工事の有無及び道路の種類、路線名などの確認。確認印もしくはサインをもらうこと。
下水道の有無 確認印もしくはサインをもらうこと。
該当項目に記入及び○をつける。